

区分所有者の団体 管業 H28-36-1 《#430》

【問】 正誤をつけよ。

区分所有法第 3 条に規定される団体は、建物並びにその敷地及び附属施設を管理するための団体であり、区分所有者の合意によって設立されるものではない。

【答え】 正しい

《ポイント》 区分所有者の団体

区分所有者は、**全員**で、建物並びにその敷地及び附属施設の**管理を行うための団体**を構成し、この法律の定めるところにより、**集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。**

(区分法 3 条)

⇒ いわゆる「**管理組合**」